

令和6年度

旧耐震住宅除却補助金

耐震診断により、上部構造評点が0.4未満と判定された、著しく耐震性の低い木造住宅の解体（除却）をおこなう方に補助します。
所有者の1親等以内の親族の方も申請できます。

1. 補助の内容

補助金の額 除却費用の23%、上限10万円（千円未満切り捨て）

2. 募集期間

受付期間 令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）

※申請前に耐震診断が必要です。お早めにご相談ください。

※受付期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

3. 申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、帯広市役所6階 建築開発課窓口へ提出してください。（裏面参照）

受付窓口 帯広市役所6階 建築開発課

受付時間 8：45～17：30（土・日・祝日の受付は行いません）

4. 対象者・対象住宅

（1）対象者

- ① 補助対象の住宅を所有している方、または、所有者の1親等以内の親族
- ② 所得^{*1}を基に計算した規定金額^{*2}の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- ③ 市区町村民税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団員等でないこと。
- ⑤ 過去に当該除却補助金を受けたことがないこと

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額となります。

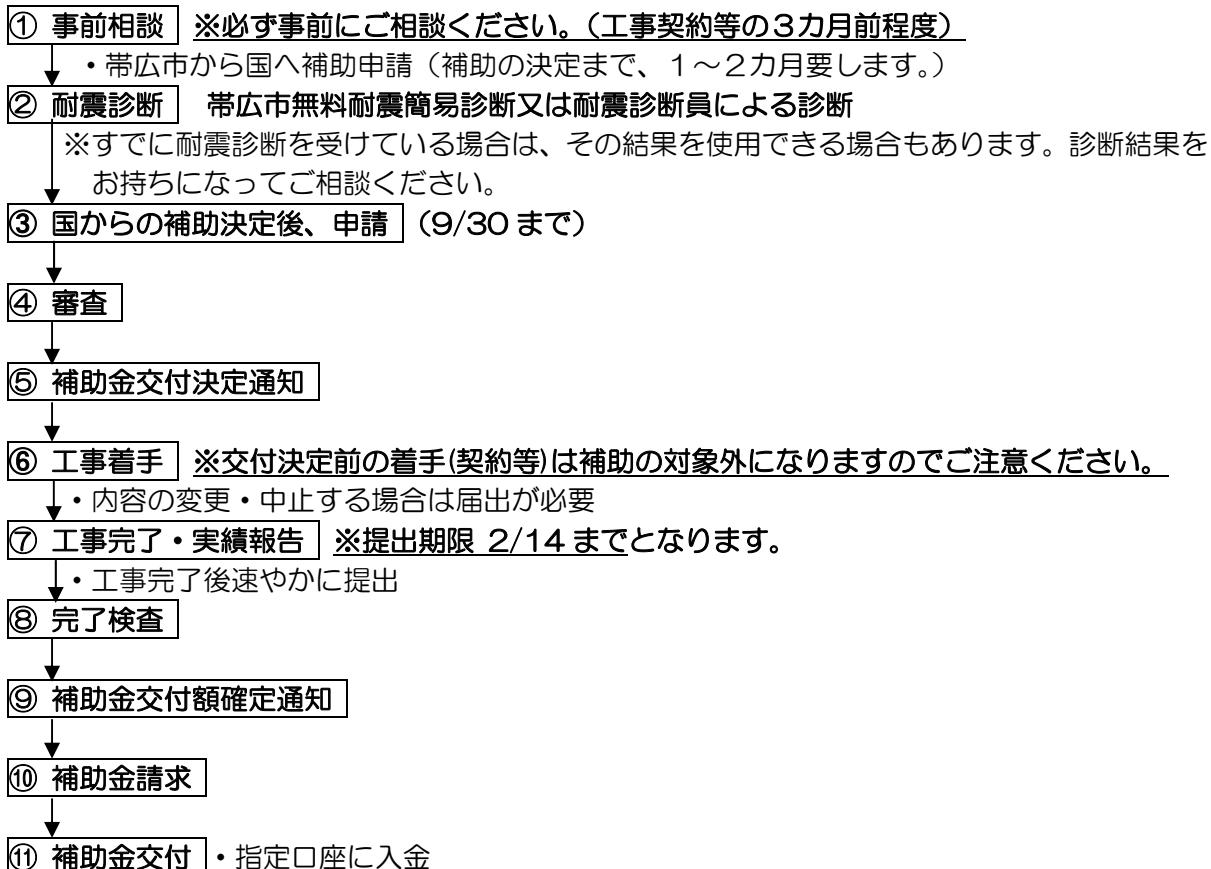
（2）対象住宅

- ① 帯広市内にある、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。
- ② 戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のもの）であること。
- ③ 地上2階建以下の在来軸組構法であること。（地階や1階にコンクリート造の車庫等がある住宅は該当しません。）
- ④ 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないこと。
- ⑤ 原則として国等から他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。
- ⑥ 耐震診断員が行う耐震診断または帯広市無料耐震簡易診断により、上部構造評点が0.4未満と判定されていること。

5. 工事施工者

- ① 建設業法の許可または解体工事業登録を受けている者
- ② 帯広市内に事業所、支店又は営業所を置く法人又は市内に住所を有する個人であること。

6. 申請から補助金受取りまで



7. 申請に必要な書類

- ① 帯広市旧耐震住宅除却補助金申請書（様式第16号）
- ② 除却補助申請者の市区町村民税の滞納がないことを証する書類*
- ③ 除却補助申請者の住民票（世帯全員が記載されているもの）*
- ④ 除却補助申請者世帯全員の所得証明書*
- ⑤ 確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- ⑥ 申請者が所有者の1親等以内の親族であることが確認できる書類
(所有者が申請する場合を除く)
- ⑦ 申請者以外の所有者全員の除却工事に係る同意書（申請者以外に所有者がいない場合を除く）
- ⑧ 耐震診断報告書（耐震診断員又は帯広市無料耐震簡易診断により行ったもの）
- ⑨ 案内図、配置図、平面図等
- ⑩ 除却工事費の見積内訳書の写し
- ⑪ 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
- ⑫ 他の補助制度と重複利用しないことの確認書
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

* ②～④は、①申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前年の1月1日以後転入された場合は③、④の書類添付が必要

8. 実績報告に必要な書類

- ① 帯広市旧耐震住宅除却補助金交付完了実績報告書（様式第18号）
- ③ 除却に係る費用の領収書等の写し、及び契約書の写し
- ③ 完了写真

9. 申請内容の変更や建替え工事を中止する場合

申請内容を変更する場合は、帯広市木造住宅耐震改修補助金等変更申請書（様式第20号）に関係書類を添えて申請してください。

中止する場合は帯広市木造住宅耐震改修等補助金中止届（様式第22号）提出してください。

10. 帯広市無料耐震簡易診断

帯広市では、市民の地震に対する不安解消と人的被害軽減のため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に無料で、耐震簡易診断を行っています。

帯広市旧耐震住宅除却補助金は、申請の前に耐震診断が必要ですが、以下の図面等をご用意いただいたら、帯広市が無料で診断を行います。

診断に必要な書類・図面

申し込みは、次の①～④のものが全て必要になります。

住宅の劣化状況や敷地の地盤、その他診断に必要な情報について、窓口で聞き取りを行い、それとともに診断を行います。

① 帯広市木造住宅無料耐震簡易診断申込書

② 老朽度の調査部位と診断項目

※ ①と②は、建築開発課窓口にあります。

③ 耐震簡易診断計算に必要な情報が記載された以下の図面

- 各階平面図（筋交いの位置が明示されているもの）
- 仕上げ表
- 立面図
- 矩計図または断面図

※ 上記の図面と同じ情報が全て得られる資料がある場合は、それらの提出でも可能です。
詳しくは、お問合せ下さい。

④ 建築年月日・住宅の所有者が確認できる以下のいずれかのもの

- 確認通知書または検査済証の写し
- 登記事項証明書の写し又は固定資産所有証明書
- 権利証の写し
- その他建築年月日及び住宅の所有者が確認できるもの

お問い合わせ・ご相談窓口

帯広市 都市環境部 建築開発課

帯広市西5条南7丁目1番地

電話：0155-65-4181